

マッチングに当たっての留意事項

マッチング対象の農業法人等

マッチングに当たっては、従業員等の通勤や業務などのご希望に沿ったマッチングに努めますが、対応困難な場合もありますので、あらかじめご了承ください。

なお、マッチング先の農業法人等については、短期アルバイト等の従業員を対象とする労災保険の加入を必須としています。

企業情報の保護

ワンストップ相談窓口は、事業の実施に際して得た相談企業及び相談内容などの情報については、適正に管理し、外部に公表しません。

また、マッチングに当たり、農業法人等に情報提供する際には、その都度、相談元の同意を得た上で、必要最小限度の提供といたします。

なお、ワンストップ相談窓口は、青森県の「農業労働力確保緊急対策事業」により運営しているため、青森県には随時、情報提供しますので、あらかじめご了承ください。

マッチングの流れ

まずは、窓口にて御相談ください。

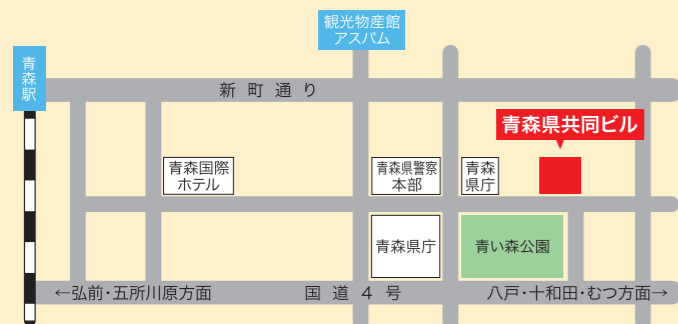
お話を伺った後、ワンストップ相談窓口から農業法人等に受入れの打診を行い、受入れ可能な場合には、ワンストップ相談窓口が両者を仲介します。

受入れに係る一切の実務については、当事者間で調整の上、適切に実施ください。

なお、受入れ後に生じたトラブル等は、ワンストップ相談窓口では一切責任を負いませんので、当事者間で解決してください。

農業労働力 ワンストップ相談窓口

【新型コロナウイルス感染症緊急対応策に係る農業労働力ワンストップ相談窓口】



公益社団法人
あおもり農林業支援センター

〒030-0801 青森市新町2丁目4-1
(青森県共同ビル6階)

まずはお電話ください

- 受付時間: 8時30分～17時
- 受付日: 月曜日～金曜日(祝日を除く)

TEL 017-773-3131

新型コロナウイルス感染症の影響で 休業・規模縮小等を検討中の方へ

青森県では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う企業等の業績悪化により、一時的に余剰となる労働力(企業の従業員等)を、農業法人等における短期間の補助労働力として受け入れるため、ワンストップ相談窓口を開設しました。

農業の労働力不足軽減

担い手の減少や高齢化の進行等により農業分野では、人手不足が慢性化しています。

加えて、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により外国人技能実習生が入国制限のため、来日できない状況になっています。

従業員の生活維持

事業の休業・規模縮小等で、一時的に余剰になる労働力を、従業員の短期アルバイトや出向等の形で農業分野で活躍させませんか。

ご相談内容に応じワンストップ相談窓口が、近隣の農業法人等とマッチングをします。



新型コロナウイルス感染症緊急対応策に係る農業労働力ワンストップ相談窓口
公益社団法人あおもり農林業支援センター TEL: 017-773-3131

マッチングのイメージ

農作業の経験がない方でも大丈夫

農業法人等での仕事内容は、植付けや収穫等の補助作業のほか、室内で行う収穫物の調製作業など、初心者でもすぐ対応可能な作業を想定しています。労働時間については、早朝勤務や短時間勤務など、できる限り希望に応えられるよう努めます。

また、新型コロナウイルスの影響を大きく受けている観光業や飲食業は、農業と深い結び付きのある産業です。農業でのアルバイト等を通じて、従業員の地元食材に対する理解促進や、農業法人等との取引によるビジネスチャンスの創出といった効果も期待できます。

1 自営業の方の短期アルバイト

多くの従業員を抱える企業だけではなく、家族のみで経営する自営業の方も対象としています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている期間の所得を確保するため、希望に応じて、短期アルバイト先のマッチングをします。



こかぶの洗浄作業

2 会社の休業期間中における従業員のアルバイト

正社員、パート・アルバイト従業員をローテーション等で休業させる際に、当該休業期間中の短期アルバイト先のマッチングをします。

なお、多くの会社では、副業・兼業を禁止していますので、就業規則の見直しが必要です。



ながいもの収穫作業

3 会社ぐるみによる農作業等の請負・業務受託

農業法人等の業務は、農作物の生産だけではなく、カットやパック詰めなど多岐にわたります。

こうした業務の請負または受託について、県内企業から希望があれば、相談内容に応じて、農業法人等とのマッチングを図ります。



大根の調製作業

4 農業法人等への従業員の出向



にんにくの植付け作業

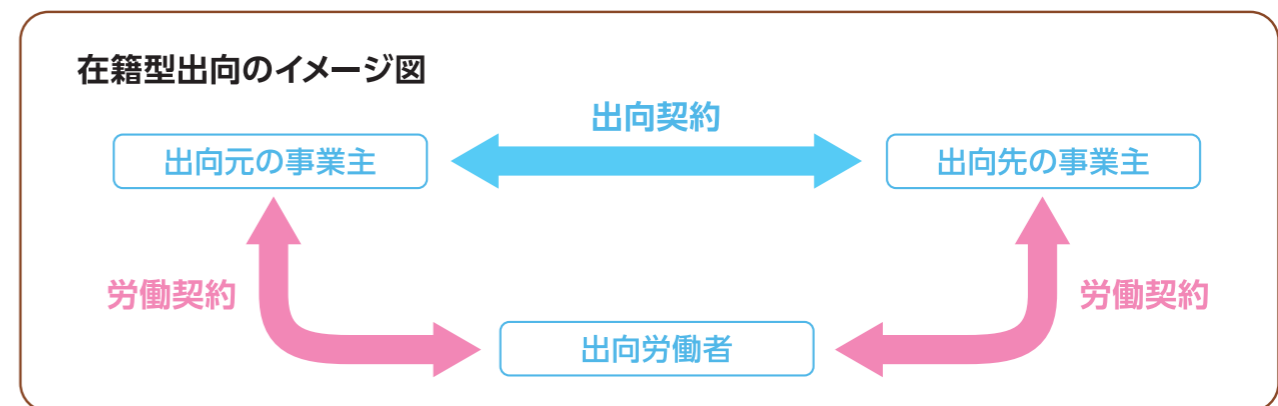
在籍型出向は、労働者が出向元との労働契約関係を維持しつつ、出向先との間に労働契約を締結し、出向先において労務を提供する就業形態です。

(転籍型出向や労働者派遣とは異なります。)

このマッチングでは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及ぶことが懸念され、かつ当該期間の雇用関係を維持し、景気回復後に速やかに復職することを想定しています。

農業法人等では、農作業員だけではなく、総務に精通した従業員、ITに精通した従業員など、多種多様な人材を求めています。従業員のキャリアパス教育の一環として、また本業とのシナジー効果などの観点から活用をご検討ください。

なお、出向期間中の賃金等については、労働者・出向元法人・出向先法人の3者協議となります。



雇用調整助成金の相談は最寄りの労働局・ハローワークへ

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する国の制度です。

ワンストップ相談窓口でのマッチングにより、雇用維持を図った場合においても、国が定める要件を満たせば、助成金が交付される場合があります。

詳しくは、助成金を所管する最寄りの労働局・ハローワークにお問い合わせください。

ワンストップ相談窓口では、雇用調整助成金に係るご相談には対応できませんので、あらかじめご了承ください。

